

所管事項調査に関する資料②

目次	ページ
1 国民健康・栄養調査における個人情報資料の紛失について	2 ~ 4

市民健康部
令和6年11月

1 国民健康・栄養調査における個人情報資料の紛失について

(1) 概要

長崎市市民健康部健康づくり課職員が、令和6年国民健康・栄養調査の対象者の個人情報が記載された調査票を紛失した。

紛失した資料については、現在も検索を行なっているが見つからない。

なお、現時点で個人情報漏洩による被害は確認されていない。

(2) 紛失までの経過

日にち	状況
11月19日(火)	令和6年国民健康・栄養調査の身体状況調査を実施。調査終了後に対象者の調査票を回収
11月20日(水)	調査票をひとまとめにして執務室の作業スペースのコンテナに保管 不要な書類をシュレッダーにより廃棄
11月28日(木)	調査票の入力作業中、調査票が入ったファイルが1部無いことが判明
11月29日(金)	本人自宅に連絡を入れたが本人不在
12月2日(月)	本人に電話で謝罪のうえ、調査票を提出済であることを確認

(3) 紛失した個人情報

- ・ 栄養摂取状況調査票 ⇒世帯（2人分）
- ・ 身体状況調査票・生活習慣調査票 ⇒個人（1人分）
（チェック表と併せ、まとめて一つのファイルに入れていた。）

【栄養摂取状況調査票】世帯員の氏名、生年月日、1日の歩数、食事内容等

【身体状況調査票】身長、体重、腹囲、血圧、問診（服薬、糖尿病の罹患、運動等の状況）

【生活習慣調査票】食事や睡眠、飲酒、喫煙などに関するアンケート調査

(4) 対応

- ・ 11月28日（木）以降、執務室内や当日の荷物、他地区の調査票や会場等を探し、従事者への確認等を行っているが見つからない。
- ・ 12月3日（火）本人自宅を訪問し、本人に説明のうえ謝罪を行った。
- ・ 12月4日（水）長崎県警察へ遺失の届出を行うとともに、国の国民健康・栄養調査担当に報告を行った。また、調査に御協力いただいた関係者への報告を行った。

(5) 再発防止策

個人情報の取り扱いの徹底と、名簿と回収書類のダブルチェックの実施など事務手順の見直しに取り組み、再発防止に努める。

【参考】国民健康・栄養調査

根拠法：健康増進法(平成14年法律第103号)

目的：国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため

実施間隔：毎年実施

調査内容：身体状況調査・栄養摂取状況調査・生活習慣状況調査

調査地区：厚生労働大臣が定める

実施者：保健所を設置する市として、長崎市が実施

<令和6年の長崎市の調査について>

- ・調査地区・・・3地区
- ・調査対象者数・・・366名(163世帯)

<調査の流れ>

- ① 調査票を対象者へ配布(原則、訪問にて配布)
- ② 対象者が調査票を記入
- ③ 指定した会場にて身体状況調査実施
- ④ 記入済み調査票の回収(身体状況調査会場または訪問・郵送にて回収)
- ⑤ 調査結果のまとめ
- ⑥ 国へ報告・対象者へ調査結果の返却